

生活保護受給者の福祉用具購入費の申請の流れ(第1号被保険者)

販売事業所

生活福祉課

介護保険課

※購入検討の際は、事前に生活福祉課の担当ケースワーカーにご相談ください。

① 介護保険課に以下の書類を提出

- ・見積書
- ・カタログ
- ・委任状(介護扶助費の受領・支払)
- ・同意書(介護扶助費の受領)
- ・委任状(福祉用具購入費の受領)

④ 書類を確認し、委任状(福祉用具購入費の受領)に福祉事務所長印を押して、コピー(生活福祉課控え)を取り、原本を介護保険課に渡す

② 以下の内容を確認して書類を預かる

- ・保険給付の残額あるか(年度10万円)
- ・テクノエイド協会HPで購入マークがついている商品か
- ・過去に同一品目の購入がないか
- ・見積額がカタログ価格以下か

③ 書類を生活福祉課へ渡す
※年度2回目以降の購入で、支給限度額を超える場合は、保険対象額を伝える。

⑤ ケースワーカーと調整し、納品後介護保険課に請求書を提出

⑦ ケースワーカーが現地確認

⑥ 書類を預かり、生活福祉課へ書類を渡す

<業者に伝えること>

- ・生活福祉課から入金があったら領収書を切ること
- ・福祉用具購入費支給申請書の購入日は、領収日にする

⑨ 介護保険課に下記の書類を提出

⑧ 事業所に経理担当から購入費(10割)を振り込む

⑩ 書類を確認し、受理する

⑪ 申請書類を審査し決定処理をする

- ・福祉用具購入費支給申請書
- ・福祉用具サービス計画書
- ・カタログ
- ・領収書

生活保護受給者の福祉用具購入費の申請の流れ(第2号被保険者)

販売事業所

生活福祉課

介護保険課

※購入検討の際は、事前に生活福祉課の担当ケースワーカーにご相談ください。

①

介護保険課に下記の書類を提出

- ・見積書
- ・カタログ
- ・委任状(介護扶助費の受領・支払)
- ・同意書(介護扶助費の受領)

②

以下の内容を確認して書類を預かる
・所沢市の生活保護受給者か
・テクノエイド協会HPで購入マークがついている商品か

③

書類を生活福祉課へ渡す

④

ケースワーカーが書類を審査する

⑤

ケースワーカーと調整し、納品後
介護保険課に請求書を提出

⑥

書類を預かり、生活福祉課へ書類を渡す

⑦

ケースワーカーが現地確認

⑧

事業所に経理担当から
購入費(10割)を振り込む